

## 個人情報保護規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下「この法人」という。)定款第52条に基づき、この法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

### (利用目的の特定)

**第3条** この法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、助成事業の審査、連絡、情報提供その他この法人の事業目的を達成するために必要な範囲内で、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

### (安全管理措置)

**第4条** 代表理事は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。2 事務局長は、個人情報を取り扱う職員、委託先等に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (第三者提供の制限)

**第5条** この法人は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、助成金選考委員会における選考等のために必要な範囲で委員に開示する場合はこの限りではない。

### (開示、訂正、利用停止等)

**第6条** この法人は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、助成金選考委員会における選考等のために必要な範囲で、守秘義務を課した選考委員に開示する場合はこの限りではない。

### (苦情の処理)

**第7条** この法人は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### (苦情の処理)

**第8条** 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### (改廃)

**第9条** この規程の改廃は、定款第36条第1項第6号に基づき、理事会の決議を経て行う。

**附 則** この規程は、令和年8年1月29日から施行する。